

## 広島県教育委員会教育長告示第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による技能教育のための施設における連携科目等の指定を次のように解除了。

平成二十年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

### 一 指定技能教育施設の名称及び所在地

- 1 名称 広島県立福山高等技術専門校
- 2 所在地 福山市山手町六丁目三〇一一

### 二 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目
自動車工学	自動車一般